第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る国の基本指針見直しの主な事項

推進協議会第３回専門部会	
R8.10.9	参考資料３

令和8年3月31日 令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号より抜粋

Ⅰ　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針】
※ 以下「基本指針」という。

- 地域生活への移行を進める観点から、令和7年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数について様々なデータを活用しながら把握し、その上で、令和11年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する
- 地域移行等意向確認等に関する指針に従い、本人の意思が適切に確認されることが重要であり、**別表第1の11（※1）に掲げる活動指標を明確にし、積極的に取組を推進**することが重要である。
- 障害者支援施設の整備に当たっては、設定する施設入所者数の削減割合の目標値の達成に向けて整合するものであることが求められる。また、**居室は個室を基本とし**、生活環境の向上に向けた取組を進めていく。
- 別表第1の4（※2）の施設入所支援に掲げる活動指標により、**居室の個室化等の状況を把握**し、取組を推進することが望ましい。

※1 【別表第1の11】
地域生活への移行　障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による、地域生活への移行に向けた入所者全員への支援の回数

※2 【別表第1の4】
障害者支援施設に求められる機能を勘案し、入所者の生活環境の向上を図るため、施設における居室の個室化・ユニット化、日中活動の場と住まいの場の分離等の取組状況（施設数、割合の推移等）を把握し、今後の個室化等の見込みを設定することが望ましい。

２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国　基本指針】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標を次のとおり設定する。

- 精神障害者の精神病床からの退院後１年以内の地域における生活日数の平均を**319.3日以上**とすることを基本とする
- 令和11年度末の精神病床における１年以上長期入院患者数（65歳未満、65歳以上、**75歳以上、40歳以上の1年以上長期入院患者のうち認知症であるもの**）の目標値を、国が提示する推計式を用いて目標値を設定する。
- **退院患者の精神病床への30日以上の再入院率について、退院後90日時点で10.3%以下、退院後180日時点で17.4%以下、退院後365日時点で25.7%以下として設定することを基本とする。**
- **心のサポーター数について、令和15年度末までに心のサポーター数が100万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本とする。**
- **住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、Ｋ６という尺度を活用し、評価することを基本とする。**

３　福祉就労から一般就労への移行等

【国　基本指針】

・　福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和11年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和6年度の一般就労への移行実績の**1.31倍以上**とすることを基本とする。

　そのうち、就労移行支援事業については**1.14倍以上**、就労継続支援Ａ型事業についてはおおむね**1.52倍以上**、就労継続支援Ｂ型事業については**1.67倍以上**を目指すこととする。

・　就労定着支援事業の利用者数については、令和6年度の実績の**1.47倍以上**とすることを基本とする。

・　令和7年10月より、本人の自立に向けた一般就労への移行を含め、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援事業（就労選択支援を行う事業をいう。以下同じ。）が開始された。この就労選択支援の障害種別にかかわらない積極的な利用を促すため、就労選択支援を提供できるよう体制確保に努めるとともに、就労選択支援においては地域との連携が重要であることから、**協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置することを基本とする。**

・　就労選択支援の積極的な利用を促すため、**令和11年度の就労選択支援を利用する障害者の数を82,000人以上とする。**

４　障害児支援の提供体制の整備等

【国　基本指針】

・　児童発達支援センターを中核として重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和11年度末までに、各区市町村において、**次に掲げる児童発達支援センターの中核的機能を確保することを基本とする**。

(1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

(2)地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

(3)地域のインクルージョン推進の中核としての機能

(4)地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

・　インクルージョン推進のため、**令和11年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。**なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

・　医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和11年度末までに、各都道府県において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための**協議の場に医療的ケア児支援センターが参画すること及び医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること**を基本とする。

・　令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、**障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする**。

・　令和11年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、**強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする**。

５　地域における相談支援体制の充実強化

【国　基本指針】

・　相談支援体制を充実・強化するため、令和11年度末までに、**全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備**を**行った上で、これらを連携**させること、基幹相談支援センターが別表第1の10（※）に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、**基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする**。

・　都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、**令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする**。

※　【別表第１の１０】

基幹相談支援センターによる市町村の相談支援体制の強化基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の、管内の全ての相談支援事業所に占める割合（取組例：基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援機関や医療、教育機関等との連携強化の取組、個別事例の支援内容の検証等）基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無の見込みを設定する。

６　障害福祉人材の確保・定着・当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

【国　基本指針】

・ 各事業所における当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を推進するため、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）及び「省力化投資促進プラン―障害福祉―」（令和7年6月13日厚生労働省）を踏まえ、**各都道府県においては人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置することを基本とする**。また、**各都道府県において、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする**。

７　障害福祉サービスの質の確保等

【国　基本指針】

・　利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や、事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障害福祉サービス等情報公表制度において、各事業所の情報が適切に公表されることが重要である。このため、**各都道府県、政令市又は中核市における管内事業所の情報の公表率及び更新率を百パーセントとすることを基本とする**。

８　高次脳機能障害者に対する支援

【国　基本指針】

・　都道府県及び指定都市は、地域の実情を踏まえつつ、高次脳機能障害者支援センターの設置や支援コーディネーターの配置等を適切に進めることが重要である。また、これらの高次脳機能障害者に対する支援については、別表第１の８（※）に掲げる事項を指標として設定して取り組むことが適当である。

・　都道府県及び指定都市は、専門的に高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができる医療機関を確保することが重要である。

・　都道府県及び指定都市は、地域における高次脳機能障害者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や高次脳機能障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う高次脳機能障害者支援地域協議会を設置し、活用することが重要であり、別表第１の８に掲げる事項を指標として設定して取り組むことが適当である。

・　高次脳機能障害は外形上判断しづらく、周囲による理解が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、当事者同士の支え合いであるピアサポートをはじめ、当事者やその家族等がお互いに支え合う取組を支援することが望ましい。また、地域の相談支援機関や障害福祉サービス事業所等、障害児通所支援等を提供する事業所との連携を図り、高次脳機能障害者及びその家族等への支援を行うことが重要である。

※【別表第１の８】
以下の点について見込みを設定する旨記載
・高次脳機能障害者支援センターの設置個所数
・高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数
・高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数
・高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数
・高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数